

平成 27 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社ウチヤマホールディングス 代表者名 代 表 取 締 役 社 長 内 山 文 治 (コード番号: 6059、東証第一部)

問合せ先 専務取締役経営企画室長 山 本 武 博 (TEL. 093-551-0002)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月19日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月26日開催予定の第9回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

## 1. 定款変更の目的

- (1) 今後の事業展開に備えるために、現行定款第2条(目的)につきまして、事業目的を追加するものであります。
- (2) 上記条文の新設に伴い、現行定款の条数の変更を行うものであります。
- (3) 平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号) により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されました。当該法律改正により、新たに責任限定契約を締結できることとなる業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役について、その期待される役割を十分に発揮できるよう必要な変更を行うものであります。

なお、現行定款第30条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更に関する株主総会開催日 定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 26 日 (金曜日) 平成 27 年 6 月 26 日 (金曜日) 変更部分を下線で示しております。

現行定款	変 更 案
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目 的)	(目 的)
第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	
1 当会社は、次の事業を営む会社およびこれに相当	
する業務を営む外国会社の株式を所有すること	
により、当該会社の事業活動の支配・管理を行う。	, -,,,,,, -,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
(1) ~ (4) (条文省略)	$(1) \sim (4)$ (現行どおり)
(新設)	(5). 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
(5).介護員養成研修事業	(6). 介護員養成研修事業
(新設)	(7). 整骨院、鍼灸・マッサージ院の経営、運
(4)(BZ)	営、管理及びコンサルティング事業
(新設)	(8). 接骨院及び鍼灸、マッサージ、按摩、指
(A) BX)	圧、カイロプラクティック、足裏反射療法
	並びに整体療法による施術所の経営及び経
	世代による地内が <u>が起音及り程</u> 営指導
(新設)	<u> </u>
(A) BX)	ラクティックサロン、エステティックサロ
	ン及びネイルサロンの経営並びにフランチ
	ャイズチェーンシステムによる運営
(新設)	(10). 鍼灸、柔整、マッサージ、按摩、指 圧療
(**/**********************************	術及びリハビリテーションの治療院の経営
	とそれらの治療機器具の販売及びそのリー
	ス業
(6). カラオケ店の経営	<u> </u>
<u>(7).</u> 飲食店業	(12). 飲食店業
(8). インターネットカフェの運営	(13) . インターネットカフェの運営
(9). ゲームセンターの運営	(14). ゲームセンターの運営
(10) . 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理	(15). 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理
(11). 貸ビル業	(16). 貸ビル業
(12) . 旅行代理店業	(17). 旅行代理店業
(13) . ホテルの経営	(18). ホテルの経営
(14) . 電話機器、通信機器のレンタル及び販売	(19). 電話機器、通信機器のレンタル及び販売
(15). 電話、携帯電話のレンタル及び販売	(20). 電話、携帯電話のレンタル及び販売
(16) . その他前各号に附帯する一切の業務	(21). その他前各号に附帯する一切の業務
2~5 (条文省略)	$2\sim5$ (現行どおり)
2-0 (木入省町)	2 - 3 (光1)(そのり)

現行定款	変 更 案
第3条~第29条 (条文省略)	第3条~第29条 (現行どおり)
第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することが	(取締役の責任限定契約) 第30条 当会社は取締役(業務執行取締役等であるものを除く。) との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
第31条~第39条 (条文省略)	第31条~第39条 (現行どおり)
第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することが	(監査役の責任限定契約) 第40条 当会社は監査役との間で、会社法第423条第1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第41条~第49条 (現行どおり)

第41条~第49条 (条文省略)